

別表第1（第6条関係）

社宅利用型 借上住宅	(1) 補助対象経費 中央区借上住宅条例第14条に定める額
	(2) 補助基準額 補助対象経費の実支出額から本人負担額、寄付金その他の収入を差し引いた額
	(3) 補助率 7/8
	(4) 算出方法 ア 補助金交付額 補助基準額×7/8 イ 補助要件職員以外の職員が居住する場合の補助金交付額 アで算出された額から、補助要件職員以外の1人当たり50,000円を差し引いた額とする。 ウ 入居する借上住宅一室の部屋数に応じた補助要件職員数(2LDKにあっては2人とし、3LDKにあっては3人とする。)が入居しなかった場合の補助金交付額 アで算出された額から1人当たり50,000円を差し引いた額とする。 ただし、入退居の準備等による場合は、3か月間は減額しないものとする。
社宅利用型 借上住宅以 外の施設	(1) 補助対象経費 賃借料、共益費（管理費）、礼金、更新料等
	(2) 補助基準額 一戸当たり 月額82,000円
	(3) 補助率 7/8
	(4) 算出方法 補助対象経費の実支出額から本人負担額、寄付金その他の収入を差し引いた額と補助基準額を比較して、いずれか少ない額を選定し、補助率を乗じる。